

MY企業年金通信

区分	DB	DC	その他
内容	法令等	制度	運用 その他
必須ご対応 事項(※)	あり		なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

総合型DB基金における会計の正確性の確保について (第20回 社会保障審議会企業年金部会・パブリックコメントについて)

※当資料での略号:

確定給付企業年金＝DB

合意された手続＝AUP(Agreed Upon Procedures)

社会保障審議会企業年金部会＝企業年金部会

公認会計士又は監査法人＝公認会計士等

通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」

(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)＝承認認可通知

2018年5月

- ◆第20回企業年金部会(平成30年4月20日開催)で「総合型DB基金における会計の正確性の確保について」が議論されました(注1)。
- ◆議論の結果、「資産規模20億円超の総合型DB基金」に次の外部監査を導入することが承認され、現在、パブリックコメントで意見募集されています(注2)。

■導入する外部監査(案)

導入対象	資産規模20億円超の総合型DB基金
監査の方法	公認会計士等による合意された手続(AUP(Agreed Upon Procedures))(注3))
監査の対象範囲	具体的な確認項目は、5分野14項目 ①業務経理関係(6項目) ②掛金関係(3項目) ③運用資産関係(2項目) ④給付関係(2項目) ⑤残高確認(1項目)
監査の導入時期	平成31年度決算から導入

(注1)第20回社会保障審議会企業年金部会の資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064.html>

(注2)パブリックコメント(締切は、平成30年5月27日)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180016&Mode=0>

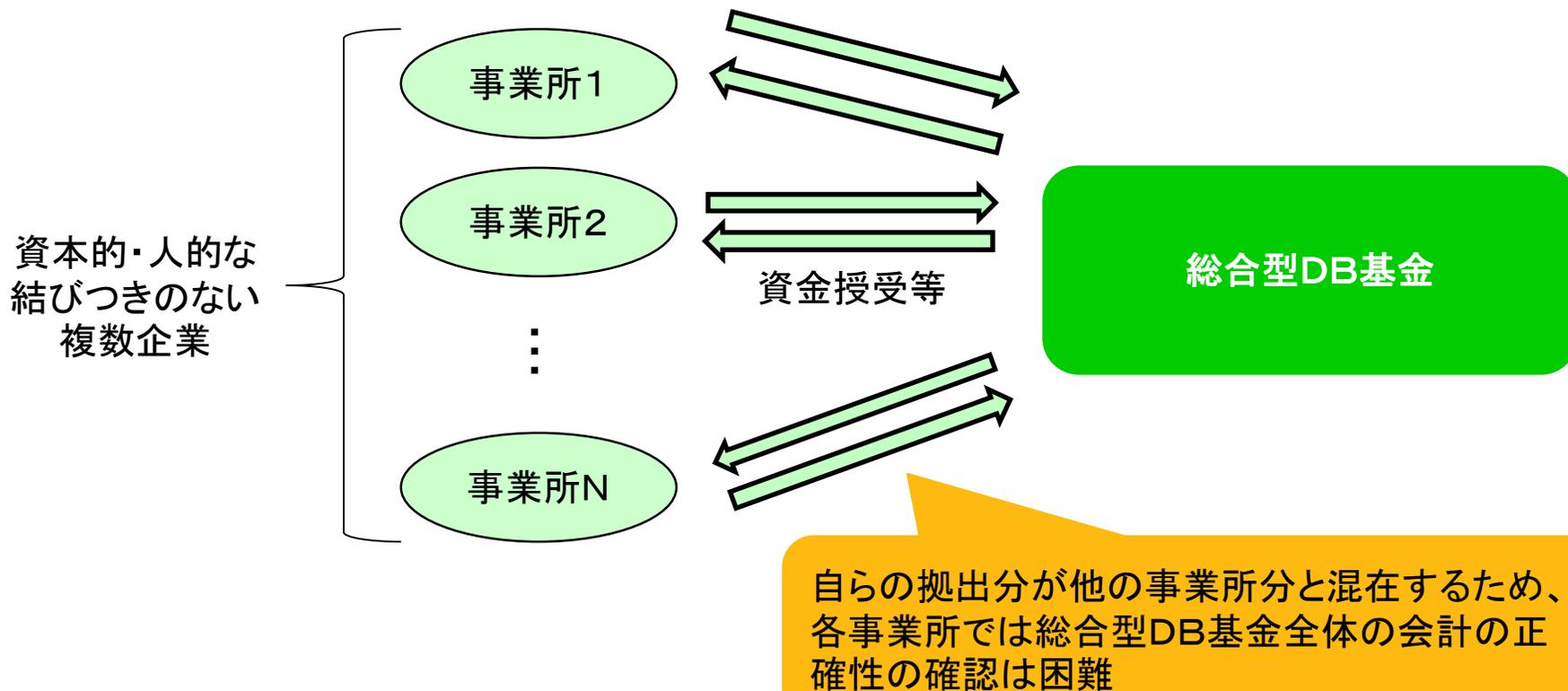
(注3)公認会計士等と依頼者の間で、確認する具体的な事項とその方法について合意し、その結果得られた事実についてのみ報告を行うもの。比較的安価で実施できる。

0. AUPの検討経緯

<検討の経緯>

資本関係等のない複数事業主設立の総合型DB基金では、自らの掛金拠出分が他の事業所分と混在するため、各事業所では総合型DB基金全体の会計の正確性の把握が困難である。

「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」(平成27年1月16日 企業年金部会)において、「財務情報の信頼性向上のため、公認会計士等の外部の専門家による監査を活用することも考えられる」とされていた。



0. AUPの検討経緯

<検討の経緯(つづき)>

その後第17回～第19回の企業年金部会で検討を行ない、直近の第19回企業年金部会では、

- ①本格的な会計監査を導入することはコストの面から困難であると考えられることから、総合型DB基金の監事監査に帯同する等の形で公認会計士によるAUPを導入し、総合型DB基金における内部統制の向上を図る
- ②一定規模以上の総合型DB基金(貸借対照表(年金経理)の資産総額が20億円超)について、AUPを受けることとする
- ③公認会計士によるAUPの着眼点、基準等の手続きの詳細については、公認会計士協会、厚生労働省及び総合型DB基金関係者が連携しながら検討する
- ④導入スケジュールは、③の詳細を平成29年度に検討し、平成30年度に通知等の改正を行い、平成31年度より実施

という方針を示し、了承されて詳細を詰めることとなっていた。

第20回企業年金部会では、その詳細が詰まり、具体的な導入(案)が示された。

会計監査

- ・公認会計士が、財務情報の適正性を判断するために十分かつ適切な証拠を入手することができるよう監査計画を作成し、
- ・財務情報の適正性を保証する。
- ・比較的費用が高い。

AUP

- ・公認会計士と依頼者の間で、確認する具体的な事項とその方法について合意し、
- ・その結果得られた事実についてのみ報告を行う。
- ・比較的安価で実施できる。

1. 導入を検討しているAUP

<公認会計士等によるAUP>

公認会計士等と総合型DB基金の間で、確認する具体的な事項とその方法について合意し、その結果得られた事実についてのみ報告を行うもの。

具体的手続は、公認会計士等と総合型DB基金が個々の契約で定めることとなるが、今般の総合型DB基金での実施に際しては、最低限実施すべきチェックポイントを設けることとする。

具体的なAUPのイメージ【信託資産残高のAUP～投資一任契約を締結している場合】

チェックポイント	AUP	公認会計士等からの結果報告
資産管理運用機関からの報告書と、年金基金会計帳簿との一致を確かめる。	年度末の信託資産明細上の各契約ごとの残高、投資一任契約を締結している資産管理運用機関の運用報告書及び(資産管理会社としての)資産管理運用機関の信託レポート上の純資産額が一致していることを確認する。	<p>【残高が一致する場合の記載例】 年度末の信託資産明細上の各契約ごとの残高、運用報告書及び信託レポート上の純資産額は一致した。</p> <p>【残高が不一致の場合の記載例】 年度末の信託資産明細上の各契約ごとの残高と資産管理運用機関の信託レポート上の純資産額は一致した。 なお、投資一任契約を締結している資産管理運用機関の年度末の運用報告書の純資産額とは、〇〇〇円の差異が発生していた。(注)</p>

(注)使用する時価の種類(取引所が異なる又は価格提供者が異なる等)によっては、残高が不一致となることも想定されることから、不一致の場合、別途不一致理由について、AUPを実施する又は不一致の理由を提出していただく等の対応を検討する必要がある

2. AUPを導入した場合のメリット

(1) 公認会計士によるAUPを導入するメリット

総合型DB基金が重要と考える事項について、会計監査の専門家である公認会計士から、質の高い手続による確認を得ることが可能。

具体的には、以下のような期待効果やメリットが考えられる。

- ①外部の第三者により検証・確認がなされることによる誤謬や不正の防止
- ②専門家による検証・確認が行われるため、信頼度等が向上
- ③AUPに関連する内部統制の適正化
- ④監事監査にあたり重要事項に係る手続の代替が可能

(2) AUPの実施者

今回のAUPは、会計の正確性の確保のために実施するものであることから、会計の専門的知識や監査の経験等が必要になる。そのため、AUP実施者は以下のものとする。

- ①原則、公認会計士又は監査法人
- ②公認会計士等と同等水準^(注1)で業務を遂行できる場合に限り公認会計士等以外の者も可

また、AUPを実施する公認会計士の要件は以下のとおりとする。

- ①当該総合型DB基金の理事又は職員ではないこと
- ②当該総合型DB基金の監事の場合は、法令諸規則^(注2)に従って実施の可否を判断すること

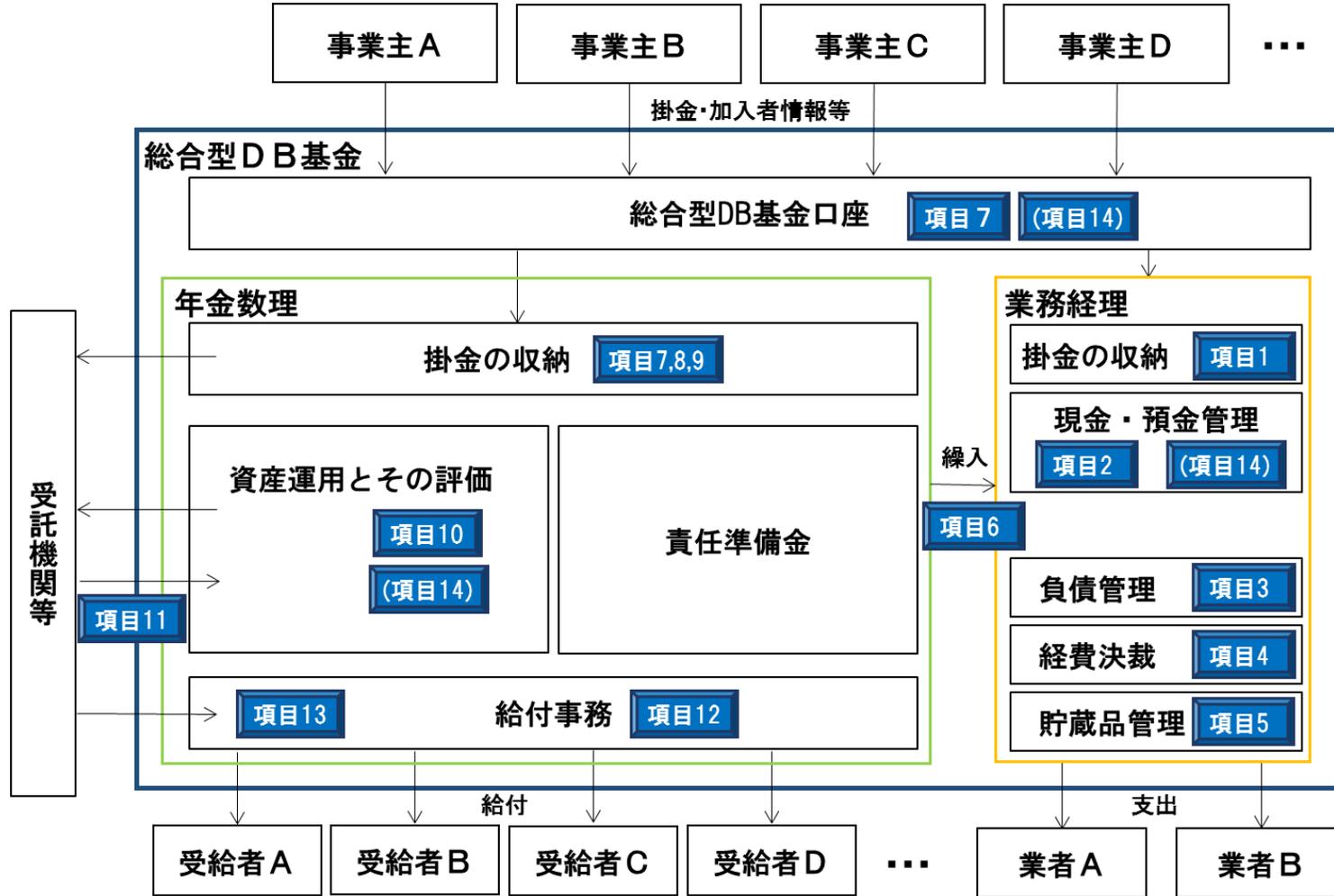
(注1) 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会 専門業務実施指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に従い業務を実施した場合と同等水準

(注2) 公認会計士法令及び公認会計士協会が公表する会則、その他倫理規程等

3. AUPの対象範囲と進め方

(1) AUPの対象範囲

会計の正確性の確保の観点から必要となる重要な手続(項目1~14)をAUPの対象とする。



3. AUPの対象範囲と進め方

確認項目1～6

	項目	毎期 手続 (注1)	重点 領域 (注2)	サンプ リング (注3)
業務経理 関係	1. (事務費)未収掛金及び掛金収入の正確性の確認		○	△
	2. 現金・預金残高の正確性と網羅性の確認	○		
	3. 預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等(その他)の負債の正確性と網羅性の確認		○	
	4. 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認	△	△	○
	5. 貯蔵品(切手、印紙等)管理の適切性と記帳の正確性と網羅性	○		
	6. 資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認	○		

○は該当、△は一部該当

(注1)毎期に必ず実施する手続

(注2)当面ローテーションで実施する手続

(注3)手続の対象となる母集団の数が多く、サンプリングによりサンプルを抽出予定の手続

3. AUPの対象範囲と進め方

確認項目7～14

	項目	毎期 手続 (注1)	重点 領域 (注2)	サンプ リング (注3)
掛金関係	7. 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認	△	△	○
	8. 未収掛金及び掛金収入の正確性の確認		○	△
	9. 未収掛金の回収可能性の確認	○		
運用資産 関係	10. 運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認	○		
	11. 運用資産の評価の妥当性の把握(時価等の入手ができないもの)	○		
給付関係	12. 給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認	△	△	○
	13. 給付支払金額の正確性の確認		○	○
残高確認 (共通)	14. 残高確認状の送付と確認	○		

○は該当、△は一部該当

(注1) 毎期に必ず実施する手続

(注2) 当面ローテーションで実施する手続

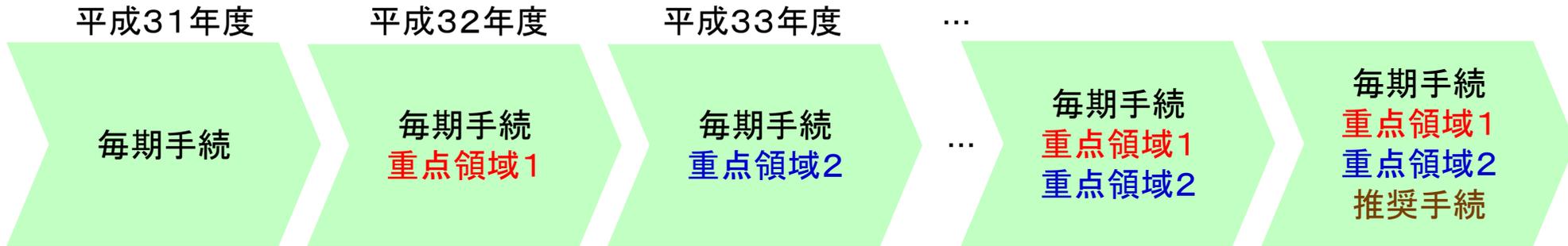
(注3) 手続の対象となる母集団の数が多く、サンプリングによりサンプルを抽出予定の手続

3. AUPの対象範囲と進め方

(2) AUP導入の進め方

AUPの対象範囲のすべてを一時に導入すると、総合型DB基金にとって大きな負担増となる懸念があることから、激変緩和のため、毎期に必ず実施する手続と各年度の重点領域(当面ローテーションで実施する手続)を設け、複数年かけて手続を実施する。

進め方のイメージ



每期手続: 毎期に必ず実施する手続
重点領域: 当面ローテーションで実施する手続
推奨手続: 実施が望まれる手続

3. AUPの対象範囲と進め方

スケジュール

	項目	手続区分	平成31年度の決算	平成32年度の決算	平成33年度の決算
業務経理関係	項目1、項目3、項目4(一部)	重点領域2	—	—	○
	項目2、項目4(一部)、項目5、項目6	毎期手続	○	○	○
掛金関係	項目7(一部)、項目8	重点領域1	—	○	—
	項目7(一部)、項目9	毎期手続	○	○	○
運用資産関係	項目10、項目11	毎期手続	○	○	○
給付関係	項目12(一部)、項目13	重点領域2	—	—	○
	項目12(一部)	毎期手続	○	○	○
残高確認(共通)	項目14	毎期手続	○	○	○

○は実施

(注)実施2年目以降、当面「毎期手続+重点領域1」と「毎期手続+重点領域2」を2年ローテーションで実施

(3) サンプルング

AUPの中には、母集団の件数が多く、手続を実施するに当たりサンプルングが必要となるものが存在する。AUPにおいては、契約等で事前にサンプルでデータを抽出する方法、件数等を定めておく必要がある。

3. AUPの対象範囲と進め方

(4) AUPの実施が望まれる項目(推奨手続)

以下の手続は、会計監査の観点からはAUPの実施が望まれるものである。

	項目
運用資産及び運用資産関連損益項目	ア. 運用基本方針等の所定の規程類の整備と承認の確認
	イ. 資産管理運用機関の採用・解約の手続の確認
	ウ. 自家運用を行う場合の運用資産の評価の妥当性の確認
	エ. 信託契約、投資一任契約、保険契約等の有効性
	オ. 運用資産の評価の妥当性の確認(時価等の入手が可能なもの)
	カ. 自家運用実施の場合の内部統制の整備状況の確認
掛金等収入及び給付支払項目	キ. (未収掛金の入金時における)帳簿金額と入金額の不一致の原因調査手続の確認
その他	ク. 資産管理運用機関を含む外部委託先の管理状況の確認
	ケ. 関連当事者取引の妥当性の確認

3. AUPの対象範囲と進め方

(5) AUPの位置付けと監事監査の関係

AUPは監事監査を補完するものである。監事監査の機能により以下の関係となる。

監事監査が十分機能している場合

総合型DB基金で実施した作業結果（DB基金内部の監事監査も含む）の信頼度が、（DB基金外部の）独立性が確保された公認会計士が確認することで高まる。また、AUPにかかる費用の低減要因となる。

監事監査が十分機能していない場合

総合型DB基金にとって重要と考える内部統制の改善又は監事監査の機能の向上につながる可能性が高い。

(6) 行政機関によるAUP実施結果の確認

個別の各総合型DB基金におけるAUPの実施結果については、例えば行政機関における監査の際に提出を求め、実施結果を確認することで行政監査の参考にすることが想定されている。

(7) AUP業務提供者の確保について

日本公認会計士協会が実施した「総合型DBへのAUP」に関する研修の受講を完了し、企業年金連合会が開催した「企業年金の実務に関する研修」、「AUPに関する研修」などの全ての研修を終了したものが掲載されたAUP業務提供者名簿を、企業年金連合会が総合型DB基金へ提示する。

厚生労働省は、名簿作成スキームの構築の調整及び研修内容の検討に関与する。

4. AUPを導入した場合の推定コスト

(1) AUPにかかる費用について

「公認会計士が受取るべき報酬は、提供したサービスに相応する金額を、実際に使用した時間等をもとに受取る制度とすることが合理的」とする見解^(注1)より、AUPのコストは例えば以下のように推測できる。

$$\begin{aligned} \text{費用推計} &= \text{時間あたり単価} \times \text{手続当り平均時間} \times \text{AUP実施時の手続数} \\ &\quad + \text{監査契約等にかかる間接コスト} \end{aligned}$$

パイロット・テストの実働時間(平均)を踏まえ、AUPにかかる時間の推定を行った結果は以下のとおり。

$$\left. \begin{array}{l} \text{AUP実施時間} = 38 \sim 58 \text{時間} \\ \text{間接コスト} = 17 \text{時間} \end{array} \right\} \times \text{総平均単価} 11,570 \text{円/時間}^{\text{(注2)}} = 64 \sim 87 \text{万円}^{\text{(注3)}}$$

(注1) 日本公認会計士協会「監査報酬算定のためのガイドライン」(平成15年10月)より引用

(注2) 日本公認会計士協会が公表している監査実施状況調査(平成28年度)における総平均単価

(注3) 各監査法人及び各総合型DB基金の状況等により、大きく左右されることに留意が必要

4. AUPを導入した場合の推定コスト

(2) 年金経理から業務経理への繰入れ^(注)について

AUPの費用は業務経理からの支出となるが、以下のような場合には年金経理から業務経理に繰入れを行ったうえで支出することも考えられる。

AUP実施初年度において

- ① 当初の想定以上にAUP実施の費用がかかってしまった場合
- ② 実施費用捻出のための事務費掛金の引き上げ・徴収が間に合わず業務経理に不足が発生した場合などで、年金経理に剰余があり、繰入れがやむを得ない場合

(注) DB法施行規則

(年金経理から業務経理への繰入れ)

第111条 企業年金基金は、前事業年度の末日における積立金の額が責任準備金の額又は最低積立基準額のいずれか大きい額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。

2 前項の繰入れは、当該繰入れを行わなければ、企業年金基金の事業の実施に支障を来す場合その他やむを得ない場合に限り行うものとする。

5. パブリックコメント

- ・平成30年4月27日に「資産規模20億円超の総合型DB基金に対する外部監査」の導入内容がパブリックコメントに付され、意見募集されています。
- ・締切は、平成30年5月27日です。

通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」
(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)について

- ・(別紙2)確定給付企業年金の事業運営基準 の改正
- ・(別紙5の2)の新設
- ・改正は平成31年度の決算から適用

※パブリックコメントは、以下をご参照下さい。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180016&Mode=0>

該当法令	改正(案)内容
承認認可通知 別紙2 2-(1)	<p>総括的事項(赤字が追加部分)</p> <p>DB基金は、DBを実施するために特に設けられた法人であることから、<u>DB基金の実情に応じて必要な内部統制を整備し、適宜見直しを行い、設立本来の目的を逸脱することなく、適切な運営に努めること。また、内部統制を向上させ、会計の正確性を確保するため、公認会計士や年金数理人等の専門家による支援を受けることが望ましいこと。</u></p>
2-(4)-③	<p>監事(以下を追加)</p> <p>また、総合型DB基金にあつては、貸借対照表(年金経理)の資産総額が20億円を超えた決算の翌々年度決算から、公認会計士又は監査法人による会計監査又は監事の監査に帯同する等して別紙5の2の「合意された手続のチェック項目及びチェックポイント」及び日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」(以下「実務指針」という。)等に基づき公認会計士又は監査法人(これらの者と同等水準で業務を遂行できる者を含み、当該基金の理事及び職員を除く。)とあらかじめ手続を合意した上で合意された手続を受け、当該結果を監事の監査に活用して監事の監査の充実を図ること。</p> <p>なお、同等水準とは、以下の要件その他これに準ずる要件を満たす必要があること。</p> <p>ア 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表の監査、同条第2項の規定に基づく財務報告に係る内部統制の監査及び会社法第436条第2項第1号の規定に基づく計算書類の監査又はこれに準ずる任意監査等(監査役の監査及び監事の監査を除く。)に関する実務経験を有すること。</p> <p>イ 実務指針を熟知し、その内容を受託者に的確に説明でき、実務指針に準じて手続を実施できること。</p> <p>ウ 監査の手法(例えば、残高確認状の送付手続や監査サンプリングの理論・手法)に精通していること。</p>

法令改正(案)の概要 (条文を一部整理加工)

該当法令	改正(案)内容			
承認認可通知 別紙5の2	合意された手順のチェック項目及びチェックポイント(新設)			
	業 務 経 理 関 係	チェック項目	チェックポイント	実施頻度 (注1)
		1 (事務費)未収掛金及び掛金収入の正確性の確認	1-1 月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。	重点2
			1-2 掛金収入のうち、事務費掛金は業務経理に記帳され、正確に記帳されているか。	重点2
		2 現金・預金残高の正確性と網羅性の確認	2-1 現金の手許残高と帳簿残高は一致しているか。	毎期
		3 預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等(その他)の負債の正確性と網羅性の確認	2-2 金融機関等の発行した書類(預金通帳、残高証明、取引明細等)と会計帳簿の残高は一致しているか。	毎期
		4 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認	3-1 月計表、勘定元帳、補助簿の勘定残高は一致しているか。	重点2
			4-1 費用を計上する振替伝票は、納品書、請求書等の証憑書類に基づき作成されているか。	重点2
			4-2 費用の計上日はその発生日となっているか。	重点2
			4-3 全ての経費はDB基金が定めた決裁区分による決裁を受けているか。	毎期

(注1)22~23ページを参照下さい。

法令改正(案)の概要 (条文を一部整理加工)

該当法令	改正(案)内容			
承認認可通知 別紙5の2	合意された手続のチェック項目及びチェックポイント(新設)			
	業務 経 理 関 係	チェック項目	チェックポイント	実施頻度 (注1)
		5 貯蔵品(切手、印紙等)管理の適切性と記帳の正確性と網羅性	5-1 貯蔵品管理表等が作成され、貯蔵品が管理されているか。	毎期
		6 資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認	6-1 預貯金口座等の入出金額と年金経理からの繰入金の金額は一致しているか。	毎期
			6-2 年金経理からの繰入金と年金経理における業務経理への繰入金の金額は一致しているか。	毎期
	掛 金 関 係	7 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認	7-1 加入事業所から送付されてくる給与改定通知書等は、受託機関に引き渡されているか。(注2)	重点1
			7-2 受託機関に送付している給与改定通知書等は正確に作成されているか。(注2)	重点1
			7-3 受託機関から指摘のあった給与改定通知書等のエラーはすべて解消しているか。(注2)	重点1
			7-4 受託機関から送付を受けた掛金諸表に基づき、掛金の調査・決定は適切に実施されているか。(注2)	重点1

(注1) 22～23ページを参照下さい。

(注2) チェックポイントの7-1から7-4までは、掛金に関する業務を外部に委託している場合のものである。それ以外の場合には、掛金の調査・決定が正確であるか否か、又は、調査・決定に係る内部統制の整備・運用状況を確認する。

法令改正(案)の概要 (条文を一部整理加工)

該当法令	改正(案)内容			
承認認可通知 別紙5の2	合意された手順のチェック項目及びチェックポイント(新設)			
	掛 金 関 係	チェック項目	チェックポイント	実施頻度 (注1)
		7 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認	7-5 掛金の調査・決定に基づき、納入告知書は正確に作成されているか。	重点1
			7-6 調査決定し、納付告知書を加入事業所宛に送付した時点で未収掛金を計上しているか。	重点1
			7-7 納入告知を行った金額と債権管理簿の掛金等債権額の増加額は一致しているか。	毎期
			7-8 債権管理簿の掛金等債権額と総勘定元帳の未収掛金額は一致しているか。	重点1
			7-9 掛金が収納された月に未収掛金の消去の会計計上を行っているか。	重点1
			7-10 預金口座等の入金額と債権管理簿の掛金等の債権額の減少額は一致しているか。	重点1
		7-11 収納済額と総勘定元帳の現金預金の金額は一致しているか。	毎期	

(注1)22~23ページを参照下さい。

法令改正(案)の概要 (条文を一部整理加工)

該当法令	改正(案)内容			
承認認可通知 別紙5の2	合意された手続のチェック項目及びチェックポイント(新設)			
	掛金 関係	チェック項目	チェックポイント	実施頻度 (注1)
		8 未収掛金及び掛金収入の正確性の確認	8-1 月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。	重点1
		9 未収掛金の回収可能性の確認	8-2 掛金収入のうち、標準掛金及び補足掛金は年金経理に記帳され、正確に記帳されているか。	重点1
		9 未収掛金の回収可能性の確認	9-1 滞留している未収掛金はないか。滞留している未収掛金が生じている場合、適切に評価されているか。	毎期
	運用資産 関係	10 運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認	10-1 資産管理運用機関からの報告書と、年金基金会計帳簿との一致を確かめる。	毎期
		11 運用資産の評価の妥当性の把握(時価等の入手ができないもの)	11-1 運用資産に資産管理運用機関から入手した価格でのみ評価している資産が存在していないか確認する。なお、監査法人等から年次報告書付きの監査報告書の直送を受けている資産を除く。	毎期
	給付 関係	12 給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認	12-1 加入事業所から送付された資格喪失届の内容が加入者原簿に記載されているか。	重点2

(注1)22～23ページを参照下さい。

法令改正(案)の概要 (条文を一部整理加工)

該当法令	改正(案)内容			
承認認可通知 別紙5の2	合意された手続のチェック項目及びチェックポイント(新設)			
	給付 関係	チェック項目	チェックポイント	実施頻度 (注1)
		12 給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認	12-2 年金基金は規約に基づく給付額の計算を行い、受託機関から送付を受けた給付額の計算結果を検証しているか。(注3)	重点2
			12-3 退職者からの給付金請求の申出に基づき裁定処理が行われ、受給権者台帳に記載されているか。	重点2
		12-4 裁定処理によって決裁された給付額と給付指図書の内容は一致しているか。	毎期	
			12-5 受託機関に送付している給付指図書の金額と受託機関から送付を受けた出金実行報告書の内容は一致しているか。(注4)	毎期
		12-6 受給者の現況確認結果を受給権者台帳に反映させているか。	毎期	

(注1) 22～23ページを参照下さい。

(注3) チェックポイントの12-2は、規約に基づく給付額の計算業務を外部に委託している場合のものである。それ以外の場合には、規約に基づく給付額の計算が正確であるか否か、又は、計算に係る内部統制の整備・運用状況を確認する。

(注4) チェックポイントの12-5は、受託機関の受託業務に係る内部統制の保証報告書を確認することにより対応可能

法令改正(案)の概要 (条文を一部整理加工)

該当法令	改正(案)内容			
承認認可通知 別紙5の2	合意された手続のチェック項目及びチェックポイント(新設)			
	給付関係	チェック項目	チェックポイント	実施頻度 (注1)
		13 給付支払金額の正確性の確認	13-1 受託機関より出金実行報告書の送付を受けた月に年金給付、一時金給付の会計計上を行っているか。	重点2
			13-2 出金実行報告書の金額と総勘定元帳の年金給付、一時金給付の金額は一致しているか。	重点2
残高確認	14 残高確認状の送付と確認	14-1 銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高と勘定残高が一致しているか。	毎期	

(注1)実施頻度の欄が毎期となっているチェックポイントについては、毎事業年度合意された手続を実施し、重点1及び重点2となっているチェックポイントについては、実施次年度以降に交互に実施する。また、以下の項目についても実施することが望ましい。

法令改正(案)の概要 (条文を一部整理加工)

運用資産関係	ア 運用基本方針等の所定の規程類の整備と承認の確認
	イ 資産管理運用機関の採用・解約の手続の確認
	ウ 自家運用を行う場合の運用資産の評価の妥当性の確認
	エ 信託契約、投資一任契約、保険契約等の有効性
	オ 運用資産の評価の妥当性の確認(時価等の入手が可能なもの)
	カ 自家運用実施の場合の内部統制の整備状況の確認
掛金関係	キ (未収掛金の入金時における)帳簿金額と入金額の不一致の原因調査手続の確認
その他	ク 資産管理運用機関を含む外部委託先の管理状況の確認
	ケ 関連当事者取引の妥当性の確認

- ・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
- ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
- ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 総合法人業務部 団体年金コンサルティング室

TEL : 03 - 3283 - 9094